

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	唐代小説集『纂異記』考釈（二）「浮梁張令」：官吏の汚職さらに華山神一族の墮落・浮気・横恋慕
Author(s)	大角, 哲也
Citation	中國中世文學研究 , 63-64 : 197 - 216
Issue Date	2014-09-29
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00051459
Right	
Relation	



唐代小説集『纂異記』考釈（二）「浮梁張令」

—官吏の汚職さらに華山神一族の堕落・浮氣・横恋慕—

大角哲也

はじめに

筆者は先に「唐代小説集『纂異記』考釈叙録」^{〔1〕}と題する小考で、『纂異記』の記録状況の調査、作者考を行つた。ここで『太平廣記』中より十四則を検出し、そして類書等の記録を列挙した。又『纂異記』の著者が李政であることを明らかにし、その生平を調査した。李政は、太和元年（八二七）頃、洛陽の龍門山の天竺寺にて貢举の習業をし、太和五年（八三一）より「甘露の四相」（李訓・舒元輿・王涯・賈餗）中の舒元輿の援助を受け、又李訓等との知遇を得た。太和九年（八三五）、歙州巡官となるも、「甘露の変」が起つて、四相等が殺された。会昌六年（八四六）以後、大中八年（八五四）以前に『纂異記』を著わし、大中年間（八四七～八五九）もしくは咸通年間（八六〇～八七三）に至るも依然として貢举に

応じたが第せず、但し文名は高かつた、という人物である。

次いで「唐代小説集『纂異記』所収「許生」について—甘露の変をめぐって—」^{〔2〕}を記し、『纂異記』全篇考釈を開始するに当たり、集中成書に深く関連する「許生」篇を考釈して、作品内容を明らかにし、更にその成立の背景について考えた。

「許生」は「甘露の四相」の誅死を弔い冤を訴えるという背景を持つ小説であつた。

四相は賈餗を除いては悪評高い人物達であるが、舒元輿は李政の直接的生生活援助者であり、その一党がクーデターを起こし、誅殺されるのを目撃した衝撃は大きく、まして舒元輿、王涯、賈餗は冤罪であつた。

この李政の哀悼・憤懣の情の発露、冤罪の告訴を小説のスタイルで世に問うた点に見るべきものがあつた。筆者はこれまでに、「武則天の禍」^{〔3〕}、「藩鎮の跋扈」^{〔4〕}、

「牛李の党争」について考察した。「唐代小説集『纂異記』所収「許生」について一甘露の変をめぐつて」はその延長線上で、「宦官の專横に起因する政変」、そして本稿にて、「官吏さらには神の腐敗」を記した小説を読解する。唐代小説の特色の一つに「著作の目的性の強さ」があると考えてきたが、「浮梁張令」に於いても強烈な諷刺という目的性が読み取れる。

今回、『纂異記』十四則の考釈の中、第二に「浮梁張令」を選んだ所以である。

一 「浮梁張令」考釈

本文は『太平廣記会校』卷第三百五十鬼三十五「浮梁

張令』（張國風 北京燕山出版社 二〇一一年）（以下『会校』と称す）を底本とする。

『太平廣記』（汪紹樞 中華書局 一九六一年）は『原本』と称し、『太平廣記』諸版本間の異同は基本的に記さない。

『古今説海』説淵四十五「張令伝」以下（『説海』と称す）、『稗海』所収八巻本『搜神記』卷六（以下『稗海』と称す）などの特筆すべき他書との異同のみを記す。考証の参考となる資料が多い。その主としたものを注に掲げる。

浮梁⁽¹⁾張令、家業蔓延江淮間。累金積粟、不可勝計。秩滿、如京師。常先一程致頓、海陸珍美畢具。

【校異】(1)「浮梁」「稗海」「德化」に作る。「德化」は五代南唐以降の地名、取らず。

【注】○浮梁 県名。唐の江南西道饒州、今の江西省景德鎮市。茶の名産地。白居易「琵琶引」（『全唐詩』卷四百三十五）に、「商人重利輕別離、前月浮梁買茶去。」（商人は利を重んじて別離を軽んじ、前月浮梁に茶を買はんと去る。）とある。○張令 姓が張の県令。伝不詳。浮梁は県級、上県。県令は從六品上。○江淮間 長江・淮水の流域。商業が盛んな土地。○致頓 「置頓」に同じ。「頓」は飲食を準備した宿泊所。

【訳文】

浮梁の張令、家業は江淮の間に蔓延す。金を累ね粟を積むこと、勝げて計ふべからず。秩満ち、京師に如く。常に一程を先んじて頓を致し、海陸の珍美畢く具へしむ。

浮梁県の張県令は、家業は長江・淮河の一帯に広く満ちていた。金や米を貯め込むことは、数え切れないほど多かつた。張県令は任期が終わり、都・長安へ行つた。常に下僕を一区切り先に行かせて、飲食宿泊の準備をさせ、山海の珍味を尽くそろえさせた。

至華陰、僕夫施幄幕。陳樽罍⁽¹⁾。庖人炙羊方熟。有黃衫者、據盤而坐。僕夫連叱、神色不撓。店嫗曰、「今五

坊弋羅之輩、横行關内。此其流也。不可與競。」僕夫方欲求其帥以責之、而張令至。具以黃衫者告。張令曰、「勿叱。」召黃衫者問曰、「來自何方？」黃衫但唯唯耳。促緩酒、酒至、令以大金鍾飲之。雖不謝、似有愧色。飲訖、顧炙羊、著目不移。令自割以勸之。一足盡、未有飽色。令又以奩中餃十四五啖之。凡飲二斗餘。

【校異】(1)「樽罍」　『在校』「樽罍」に作る。『説海』に拠りて改む。『稗海』「樽俎」に作る。義、是なり。
【注】○華陰　今の陝西省華陰市。都長安との交通の要所。○樽罍　酒だる。罍は雷雲模様の入った大きな酒だる。○黃衫　黃色の衣。神界・冥界的官吏や使者が着用する上着。「黃衫の吏」「黃衣の人」として『太平廣記』に多く見える。『太平廣記』卷一百四報應三金剛經「盧氏」に「唐開元中、有盧氏者。見二黃衫人入門。盧問為誰。答曰、『是里正。奉帖追公。』」(唐の開元中、盧氏なる者有り。二黃衫の人の門に入るを見る。盧誰たるかを問ふ。答へて曰はく、「是れ里正なり。帖を奉じて公を追ふ」と。)とある「黃衫の人」は、自らを「里正」(地方の小さな行政区域の下級官吏。地方官庁の命により徵稅・徵兵などの事務をなす)と称し、「命令書を持って、逮捕に来た」と言う冥界の下級官吏である。『太平廣記』卷一百三十二報應三十一殺生「張縱」に「唐泉州晋江縣尉張縱者、好啖膾、忽被病死。心上猶煥。後七日蘇。云、『初有

黃衫吏告云、王追。』」(唐の泉州晋江の県尉張縱なる者は、好んで膾を啖ひ、忽ち病を被りて死す。心上猶ほ煥かし。後七日にして蘇る。云ふ、「初め黃衫の吏有りて告げて云ふ、王追ふ。」)とある。又卷一百五十七定數十二「李敏求」に「因命左右一黃衫吏曰、『引二郎至曹司。』」(因りて左右の一黃衫の吏に命じて曰はく、「二郎を引きて曹司に至らしめよ」と。)とある。○五坊弋羅之輩　「五坊」は唐代、宣徽院に屬し皇帝の獵鷹や獵犬を管理した役所。「弋羅」は、いぐるみや網などの狩猟の用具。中唐以降この五坊に属する年少の役人が専横を極めた。『唐会要』卷七十八諸使中に「五坊宮苑使。五坊、謂鶻、鶲、鷹、鶴、狗。共為五坊。」(貞元末、五坊小兒張捕鳥雀羅於閭里者皆為暴橫、以取人錢物。)と相聚飲食於酒肆、醉飽而去。売者或不知、就索其直、多被毆置。」(五坊宮苑使。五坊は、鶻、鶲、鷹、鶴、狗を謂ふ。共に五坊と為す。貞元末、五坊の小兒の鳥雀を捕る羅を閭里に張る者皆暴横を為し、以て人の錢物を取る。)あるいは相聚りて酒肆に飲食し、醉飽して去る。売者或いは知らず、就ち其の直を索むれば、多く毆置せらる。)とある。○關内　函谷關の西方長安付近の地。○奩中餃　箱の中の餅。餅は今饅頭・蒸しパンの類。○二斗　唐代の一斗はおよそ0.6リットル。

【訓読】

華陰に至るや、僕夫幄幕を施し、樽罍(さんらい)を陳ぬ。庖人

羊を炙り方に熟す。黃衫の者有り、盤に拠りて坐す。僕夫連りに叱するも、神色撓まず。店廻曰はく、「今五坊の弋羅の輩、閑内を横行す。此れ其の流なり。与に競ふべからず」と。僕夫方に其の帥に求めて以て之を責めんと欲するに、張令至る。具に黃衫の者を以て告ぐ。張令曰はく、「叱する勿かれ」と。黃衫の者を召し問ひて曰はく、「来たること何れの方よりするか」と。黃衫但だ唯唯たるのみ。酒を煖むるを促し、酒至れば、大金鍾を以て之を飲ましむ。謝せざと雖も、愧づる色有るに似たり。飲み訖はりて、羊を炙るを顧みて、著目して移さず。令自ら割きて以て之を勧む。一足尽くるも、未だ飽色有らず。令又壺中の餃十四五を以て之に啖はしむ。凡そ飲むこと二斗余りなり。

〔訳文〕

華陰県に至ると、下僕がテントを張り、酒だるを並べた。料理人は羊の肉をあぶり、ちょうど焼きあがるうとしていた。すると黄色の衣を着た者が現れ、食膳の前に坐つた。下僕はしきりに叱責したが、顔色を変えなかつた。旅館の老婦は、「最近皇帝の獵鷹や獵犬を管理する役所の連中が、閑内を横行している。黄色の衣を着た者はその仲間だ。彼らといさかいを起こしてはいけない」と言つた。下僕がちようど主人にこの者を責めてもらおうと思っていたところ、張県令が來た。下僕は詳しく黄色の衣を着た者のことを告げた。張県令は、「叱責するな」と言つた。そして黄色の衣

を着た者を招き、「どこから来たのか」と問うた。黄色の衣を着た者は、もごもご言うばかりであつた。張県令は、酒を温めるようにうながし、酒が来ると、大きな金の杯で飲ませた。黄色の衣を着た者は礼は言わなかつたが、恥ずかしそうな様子であった。飲み終わると、羊を炙るのをじつと見て目をそらすことができなかつた。張県令は自分で肉を割いて勧めた。一本の足を食べてしまつたが、まだ食い足りない様子だつた。張県令は箱の中の餅十四五個を食べさせた。さらに黄色の衣を着た者は酒をおよそ二斗ばかり飲んだ。

酒酣、謂令曰、「四十年前、曾于東店得一醉飽、以至今日。」令甚訝、乃勤懇問姓氏。對曰、「某非人也。蓋直(1)送關中死籍之吏耳。」令驚問其由。曰、「太山召人魂、以(2)將死之籍付諸嶽、俾某捕(3)送耳。」令曰、「可得一觀乎。」曰、「便(4)窺亦無患。」於是解革囊、出一軸。其首云、「太山主者牒金天府。」其第二行云、「貪財好殺、見利忘義人、前浮梁縣令張某。」即張君也。令見名、泣告使者曰、「修短有限。誰敢惜死。但某方強仕、不爲死備。家業浩大、未有所付。何術得延其期。某囊橐中、計所直不下數十萬。盡可以獻於執事。」使者曰、「一飯之恩、誠宜報答。百萬之貺、某何用焉。今有仙官劉綱者、謫在蓮花峰。足下宜匍匐徑往、哀訴奏草。捨此則無計矣。某昨聞、金天王與南嶽博戲不勝、輸二十萬、甚被逼迫(5)。足下可詣嶽廟。厚數以許之、必能施力于仙官。縱力不及、

亦得路於蓮花峰下。不爾、荊榛蒙密、川谷阻絕、無能往者。」

【校異】(1)「直」の下、『説海』「旬」あり。取らず。

(2)「以」『説海』に拵りて補う。(3)「捕」『原本』「部』に作る。『説海』に拵りて改む。(4)「便」『会校』「説海』「略」に作る、拵らズ。『原本』に従う。(5)「迫」『原本』「逐」に作る。『説海』に拵りて改む。

【注】○東店 不詳。○關中 今の陝西省の地。東は函谷関、西は散関、南は武關、北は蕭關に囲まれた中の土地。○死籍 死期が近い人の名簿。この名簿により生者が冥界に連行される。○太山 東岳泰山。今の山东省にある。國家祭祀の対象である五岳の長。東に配し、五行説の影響から生命生育を掌る。人間の寿命や官禄も掌握する山岳信仰の中心的名山。○主者 東岳大帝・泰山府君を指す。両者は同一の岳神であるが、泰山府君は六朝期以降に信仰が盛んとなる冥界の主宰神。東岳大帝よりは地位が低いとみなされることがある。○金天府 西岳華山（今の陝西省渭南市にある）の岳神の廟。『旧唐書』卷二十三礼儀三に「玄宗乙酉歲生、以華嶽當本命。先天二年七月正位、八月癸丑、封華岳神為金天王。開元十年、因幸東都、又于華嶽祠前立碑。高五十余尺。又于岳上置道士觀、修功德。至天宝九載、又將封禪于華岳、命御史大夫王鉢開鑿險路以設壇場。」（玄宗乙酉の歲に生るれば、華嶽を以て

本命に當つ。先天二年七月正位、八月癸丑、華岳神を封じて金天王と為す。開元十年、東都に幸するに因り、又將に華岳に封禪せんとし、御史大夫王鉢に命じて陥路を開鑿し以て壇場を設けしむ。）とある。○強仕四十歳の異名。『礼記』曲礼上に「四十曰強而仕。」（四十を強と曰ひ仕ふ。）とある。○執事 敬称。あなた。○仙官 神仙界での官位の一。○劉綱 劉綱は晋の下邳（今の江蘇省睢寧県）の仙人。初め出仕して上虞（今の浙江省上虞県）の県令となつたが、道術で鬼神を役し天災を除き豊作をもたらし人心を得た。女仙・樊夫人の夫として有名。『神仙伝』卷六「劉綱」に「劉綱者、上虞県令也。与妻樊夫人俱得道術。」（劉綱なる者は、上虞の県令なり。妻樊夫人と俱に道術を得たり。）とある。また同書、樊夫人に「綱、字伯鸞、仕為上虞令。亦有道術、能檄召鬼神、禁制變化之道。亦潛修密証、人莫能知。為理尚清淨簡易、而政令宣行、民受其惠。無旱暵漂墊之害、無疫毒驚暴之傷、歲歲大豐、遠近所仰。」（綱字は伯鸞、仕へて上虞の令と為る。亦道術有りて、能く鬼神を檄召し、變化の道を禁制す。亦潛に密証を修め、人能く知る莫し。理を為すに清淨簡易を尚び、政令宣く行はれ、民其の恵を受く。旱暵漂墊の害無く、疫毒驚暴の傷無く、歲歲大に豊かにして、遠近の仰ぐ所となる。）とある。○

蓮花峰 峩山の秀峰の一つ。西峰と称す。道士が多く棲み修道した。○南嶽 五岳の一、衡山（今の湖南省衡山県にある）道教仏教ともに盛んで、上清宮、玄都觀、南岳大廟などがあり、仏教では天台宗開祖の智顥が出た。○荊榛蒙密、川谷阻絶 荆榛はいばらとはしばみ。雜木林がおおい茂り、渓谷が道を阻む意。

【訓読】

酒酣にして、令に謂ひて曰はく、「四十年前、曾て東店に于て一醉飽を得て、以て今日に至る」と。令甚だ訝り、乃ち勤懇に姓氏を問ふ。対へて曰はく、「某は人に非ざるなり。蓋し直だ閑中の死籍を送るの吏なるのみ」と。令驚きて其の由を問ふ。曰はく、「太山人魂を召すや、將に死せんとするの籍を以て諸嶽に付するに、某をして捕送せしむるのみ」と。令曰はく、「一たび観るを得るか」と。曰はく、「便ち窺ふも亦患無し」と。是に於いて革囊を解き、一軸を出だす。其の首に云ふ、「泰山主者金天府に牒す」と。其の第二行に云ふ、「財を貪り殺すを好み、利を見て義を忘るる人は、前の浮梁の県令張某なり」と。即ち張君なり。令名を見て、泣きて使者に告げて曰はく、「修短に限り有り。誰か敢へて死を惜しまん。但だ某方に強仕にして、死の備へを為さず。家業は浩大にして、未だ付する所有らず。何れの術か其の期を延ぶるを得ん。某の囊橐の中、計るに直とする所数十万を下らず。尽く以て執事に獻すべし」と。使者曰はく、「一飯の恩、

誠に宜しく報答すべし。百万の覶きやう、某何ぞ用ひんや。今仙官劉綱なる者有り、謫せられて蓮花峰に在り。足下宜しく匍匐して徑たがちに往き、奏章を哀訴すべし。此を捨てて則ち計無し。某昨に聞くならく、金天王南嶽と博戯し勝たず、二十万を輸け、甚だ逼迫せらる。足下嶽廟に詣るべし。厚數以て之を許さば、必ず能く力をを仙官に施さしむ。縦ひ力及ばずとも、亦路を蓮花峰下に得ん。爾らずんば、荊榛蒙密、川谷阻絶、能く往く者無し」と。

【訳文】

酒がたけなわになると、黄色の衣を着た者は張県令に、「四十年前に、東店で一度十分に飲み食いしてから、今日に至つた」と言つた。張令は大変不思議に思ひ、そこで丁寧に姓名を問うた。黄色の衣を着た者がお答えして、「私は人ではない。閑中の間もなく死亡する者の名簿を送る役人だ」と言つた。張令は驚いて、その事情を問うた。黄色の衣を着た者は、「泰山神が死人の魂を召すとき、まもなく死ぬ人の名簿を五岳に交付するが、私に配達させるのだ」と言つた。張県令は、「名簿をちょっと見せてもらえないだろうか」と言つた。黄色の衣を着た者は、「すぐに見てもかまわない」と言つた。そこで革の袋をほどいて、一本の軸を出した。その初めに、「泰山の主神が華山の金天府に文書を送付する」とあつた。その第二行には「財貨に貪欲で殺人を好み、利益を見て道義を忘れる者は、

さきの浮梁の県令張某である」とあつた。とりもなおさず張県令のことである。張県令は名前を見て、泣いて使者に告げて、「人の寿命の長短には限りがある。誰が命を惜しもうと思おうか。ただ私はちょうど今四十歳で、死の準備をしていない。我家の財産は莫大で、まだ託す相手がない。どうにかして死期を延ばすことができないだろうか。私の袋の中の金は、數十万錢を下らないだろう。すべてあなたに差し上げよう」と言つた。使者は、「一飯の恩は、誠に報いなければならぬ。だが百万錢賜つても私には用いようがない。今、仙官の劉綱という者がいて、流謫されて蓮華峰にいる。あなたは力を尽くして直ちに蓮華峰に行き、上奏文を書いてもらうように哀願するのがよい。これ以外に方法はない。私は先に、華山神の金天王が南岳神と博奕をして勝てず、二十万錢負け、はなはだ催促されていると聞いた。あなたは華山西岳廟に行きなさい。大金をもつて博奕の負けを肩代わりすれば、必ず金天王に仙官に対して圧力をかけさせることができる。たとえ金天王の力が及ばなくても、仙官を蓮華峰に訪ねる道を知ることはできる。そうしなければ、蓮華峰への道は雜木林がおおい茂り、渓谷が道を阻み、行くことはできない」と言つた。

令于是齋牲牢、馳詣嶽廟、以千萬許之。然後直詣蓮花峰、得幽徑。凡數十里、至峰下、轉東南、有一茅堂、見

道士隱几而坐。問令曰、「腐骨穢肉魂亡神耗者、安得來此。」令曰、「鐘鳴漏盡、亡在(1)頃刻。竊聞、仙官能復精魂于朽骨、致肌肉于。」
(2)頃爲隋朝權臣一奏、遂謫居此峰。爾何得復請(3)欲陷吾爲寒山之叟乎。」令哀祈愈切、仙官神色甚怒。

【校異】(1)「亡在」『原本』「露晞」に作る。『説海』に拠りて改む。(2)「吾」『原本』「君」に作る。『説海』に拠りて改む。(3)「得復請」『原本』「德於予」に作る。『沈与文野竹斎鈔本』に拠りて改む。

【注】○牲牢 祭祀のいけにえ、引いてご馳走の意。牢は牛羊豚を揃えた供物。○窃 ひそかにと読むが謙譲の意を表す副詞。

【訓読】

令是に于て牲牢を齋し、馳せて嶽廟に詣り、千万を以て之を許す。然る後直ちに蓮花峰に詣り、幽徑を得たり。凡そ數十里、峰下に至り、東南に転ずれば、一茅堂有り、道士の几に隠りて坐するを見る。令に問ひて曰はく、「腐骨穢肉魂亡神耗する者、安んぞ此に來たるを得る」と。令曰はく、「鐘鳴り漏尽き、亡ぶるは頃刻に在り。窃に聞く、仙官能く精魂を朽骨に復し、肌肉を枯骸に致すと。既に生を好むの心有れば、豈に奏章の力を惜まん」と。道士曰はく、「吾頃ごろ隋朝の権臣の一たび奏するところと為り、遂に此の峰に謫

居す。爾何ぞ復た請ひて吾を陥れて寒山の叟と為さんと欲するを得んや」と。令哀祈すること愈切なるも、仙官神色甚だ怒る。

【訳文】

張令はそこで供物のご馳走を持つて、駆けて華山の岳廟に行き、千万錢を肩代わりした。その後張令は直ちに蓮花峰に行き、暗く奥深い小路を見つけた。およそ數十里で、蓮花峰の麓につき、東南に転ずると、一軒の茅葺きの堂があつた。道士劉綱が机によりかかり坐つているのが目に入つた。道士劉綱は張県令に質問して、「骨は腐り肉は爛れ、魂は飛散し、精神は消耗しきつた者が、どうしてここに来ることができたのか」と言つた。張県令は、「死期を告げる鐘は鳴り、水時計の水は尽き、私は間もなく死ぬだろう。耳にするところ、仙官劉綱様は精神靈魂を朽ちた骨に回復させ、皮膚や肉を死骸に付けることができる。命をいとおしむ心を持つてゐるのだから、上奏文を書く力を出し惜しみはしないだろう」と言つた。道士劉綱は、「私は最近隋朝の権勢ある大臣に上奏され、かくしてこの峰に流謫されて暮らしている。お前がどうしてまた私に願い、罪に陥れて寒々しい山暮らしの老いぼれにさせることができようか」と言つた。張県令はますます切実に哀願したが、仙官劉綱は顔色を変えて大変怒つた。

俄有使者、齋一函而至。則金天王之書札也。仙官覽書、笑曰、「關節既到、難爲不應。」召使者反報曰、「莫又爲上帝譴責否。」乃啓玉函、書一通、焚香再拜以遣之。凡食頃、天符(1)乃降。其上署徹字。仙官復焚香再拜以啓之。云、「張某棄背祖宗、竊假名位、不顧禮法、苟求(2)官榮、而又鄙僻多藏、詭詐無實。百里之任、已是叨居、千乘之富、全(3)因苟得。今案罪已實、待戮餘魂。何爲來章、求延厥命。但以扶危拯溺者、大道所尚、紓刑宥過者、玄門是宗。狗爾一叱。全我弘化。希其悛惡。庶乃自新。貪生者、量延五年。奏章者不能書罪(4)。」仙官覽畢、謂令曰、「大凡世人之壽、皆可致百歲。而以喜怒哀樂、汨沒心源。愛惡嗜欲、戕伐本根(5)。而又揚己之能、掩彼之長。顛倒方寸、頃刻萬變。神倦思怠、難全天和。如彼淡泉、汨於五味。欲致不壞、其可得乎。勉遵歸途。勿忘吾教。」令拜謝舉首、已失所在。

【校異】(1)「符」『原本』「府」に作る。『説海』に拠りて改む。(2)「求」『原本』「竊」に作る。『沈与文野竹斎鈔本』に拠りて改む。(3)「全」『原本』「今」に作る。『説海』等に拠りて改む。(4)「不能書罪」『原本』『談愾本』を『明鈔本』に拠りて「不能無罪」に改む。『稗海』に拠りて旧に復す。(5)「戕伐本根」『原本』「伐生之根」に作り、『太平廣記』諸本「伐性之根」に作るものあり。『説海』は「戕伐性根」に作る。『沈与文野竹斎鈔本』に拠りて改む。

【注】○書札 書状・手紙。○關節 裏から手まわしして都合よく事を運ぶもの、こと。賄賂、情報漏洩の類。唐人の俗語。『唐国史補』卷下「進士為時所尚久矣。是故俊乂実集其中。由此出者、終身為聞人。故争名常切、而為俗亦弊。……造請權要、謂之關節。」（進士の時、尚ぶ所と為ること久し。是の故に俊乂實に其の中に集まる。此より出づる者、終身聞人と為る。故に名を争ふこと常に切にして、俗と為ること亦弊なり。）：造りて権要に請ふ、之を閑節と謂ふ。）とある。○徹漢の武帝の名。姓は劉、名は徹。天符の上に「徹」の署名があるのは、「嵩嶽嫁女」（この作品と同じ『纂異記』所收）の、漢の武帝が神仙と宴会をしている時に、浮梁の張令の延命依頼の文書が届く場面と連動している。二作品が関係しあっている。○百里之任 諸侯の領土が百里四方であつたことから、後、県令を「百里侯」と称し、その任をいう。○毗 民を毗と言ひ、また無知である様。

【訓読】

俄に使者有りて、一函を齎し至る。則ち金天王の書札なり。仙官書を覽て、笑ひて曰はく、「閑節既に到れば、応ぜざるを為し難し」と。使者を召して反報して曰はく、「又上帝の譴責するところと為ること莫きや否や」と。乃ち玉函を啓き、一通を書し、香を焚き再拝して以て之を遣る。凡そ食頃にして、天符乃ち降る。其の上に徹の字を署す。仙官復た香を焚き再拝し

て以て之を啓く。云ふ、「張某祖宗を棄背し、名位を窃取し、礼法を顧みず、苟しくも官榮を求む。而して又鄙僻して藏するもの多く、詭詐して実無し。百里の任、已に是れ叨りに居り、千乘の富、全く因りて苟しくも得たり。今罪を案するに已に実あり、余魂を戮するを待つ。何為れぞ章を來たして、厥の命を延ぶるを求むる。但だ以へらく危きを扶け溺るるを拯ふ者は、大道の尚ぶ所、刑を紓かにし過を宥す者は、玄門の是れ宗なり。爾一毗に狗ひ、我が弘化を全うせん。其の悪を悛むるを希ひ、乃ち自ら新たにするを庶ふ。生を貪る者、量りて五年を延ばす。奏章する者罪を書する能はず」と。仙官覽畢はり、令に謂ひて曰はく、「大凡そ世人の寿、皆百歳を致すべし。而るに喜怒哀樂を以て、心源を汨没し、愛惡嗜欲、本根を戕伐す。而して又己の能を揚げ、彼の長を掩ひ、方寸を顛倒し、頃刻に万変す。神倦み思怠り、天和を全し難し。彼の淡泉のごときも、五味に汨さる。壞れざるを致さんと欲するも、其れ得べけんや。勉めて帰途に遵へ。吾が教を忘るる勿かれ」と。令拝謝し首を挙ぐれば、已に在る所を失ふ。

【訳文】

突然使者が、一つの箱を持って来た。金天王からの書状であった。仙官劉綱は書状をながめ、笑つて、「内内の依頼状がやつてきたからには、承諾しないことはむずかしい」と言った。金天王の使者を呼んで返事を

して、「また天帝にきびしく咎められるのだろうか」と言つた。そこで玉でできた箱を開けて、一通の書状を書き、香を焚いて、再挙して書状を渡した。まもなく、天からの符書が下つた。その上には「徹」と署名してあつた。仙官劉綱は再び香を焚き、再挙してこれを開いた。符書に「張某は祖先に背き、官位を盗み取り、礼法をかえりみず、かりそめに官位榮達を求めた。そして卑しく邪な方法で財貨を多くため込み、詐欺をなし嘘ばかりである。県令の任に、かたじけなくも居る上に、大国の財に当たる富は、いま官職によつて不當に得たものだ。さて今張県令の罪を調べるに、はや事實であるとわかつており、生き残りの魂を死刑とすることを待つてゐる状態だ。そうであるのにどうして奏章を上して、その命を延ばすことを求めるのか。ただ思うに危うきを助け溺れる者を救うのは、大いなる道家の法の大切にする所であり、刑罰をゆるやかにしがれを許すのは、道家の玄妙なる法門の大本である。

お前のようない愚人の求めをかなえることにより、私の人々を徳化しようとする思いを全うしよう。自分の悪行を悔い改めることを願い、自分から自分を新しく正すことを願う。生命に執着する者よ、裁量して五年の命を延ばす。奏章した者については罪を記し处罚することはできない」と書いてあつた。仙官劉綱は読み終わり、張令に、「おおよそ、世の人の寿命は、皆百歳に至ることができる。だが人は喜怒哀樂により心の

源である良知良能を沈め隠し、愛憎嗜欲は生命の根本を損ない切り落とす。そしてその上自分の才能をひけらかし、他人の長所をさえぎり隠し、心を乱し、落ち着きがない。精神は倦怠し、天地自然の調和を全うしがたい。あの淡泊な泉水のような味も、辛・酸・鹹・苦・甘に乱されてしまう。身体を毀さないようにしたくとも、一体できようか。まつすぐ帰りなさい。私の教えを忘れるな」と言つた。張令は、暇乞いをして頭を上げると、はや仙官劉綱の姿は見えなかつた。

復尋舊路。稍覺平易。行十餘里、黃杉吏迎前而賀。令曰、「將欲奉報。愿知姓字。」吏曰、「吾姓鍾。生爲宣城縣脚力、亡于華陰、遂爲幽冥所錄。遞符之役、勞苦如舊。」令曰、「何以免(1)執事之困。」曰、「但醉金天王願曰請置予(2)爲閻人。則吾飽神盤惠(3)矣。」文(4)符限已違半日。難更淹留。便與執事別。」入廟南柘林三五步而沒。

【校異】(1)「免」『会校』「勉」に作る。『説海』に拋りて改む。(2)「予」『原本』「子」に作る。『会校』『説海』に拋りて改む。(3)「惠」『原本』「子」に作る。『説海』に拋りて改む。(4)「文」『会校』「天」に作る。『説海』に拋りて改む。

【注】○宣城縣 今の陝西省興平県。○脚力 通信の脚夫。飛脚。唐人の俗語。『酉陽雜俎』卷第五怪術に「元和末、塩城脚力張儼、通牒入京。」(元和の末、塩城

の脚力張儼、牒を遞へて京に入る。)とある。○閻人殿の門番の役人。○柘林 桑の木の林。

【訓読】

復した旧路を尋ぬ。稍平易なるを覚ゆ。行くこと十余里、黃衫の吏迎へ前みて賀す。令曰はく、「將に奉報せんと欲す。愿はくは姓字を知らん」と。吏曰はく、「吾姓は鍾。生くるときは宣城県の脚力たるも、華陰に亡び、遂に幽冥の錄する所と為る。遞符の役、勞苦のごとし」と。令曰はく、「何を以て執事の困を免れしめん」と。曰はく、「但だ金天王の願ひに酌ひて予を置きて閻人と為すを請ふと曰へ。さすれば則ち吾神盤の恵に飽きん。文符の限已に違ふこと半日。更に淹留し難し。便ち執事と別れん」と。廟南の柘林に入りて三五歩にして没す。

【訳文】

再び先に通つた道を尋ねた。道はやや平坦に感じた。十数里行くと、黄色の衣を着た役人が迎えて進み出て御祝いを言つた。張県令は、「お礼をしたいと思う。姓名を教えてほしい」と言つた。役人は、「私は姓は鐘。生前は宣城県の飛脚であつたが、華陰県で死んで、そのまま冥界に採用された。文書を運ぶ仕事は以前と同じつらさだ」と言つた。張令は、「どうしたらあなたを苦しみから助け出せるか」と尋ねると、「ただ、金天王の求めに応じ、そして私を門番に任じてほしいと言つてくれ。そうすれば私は神の酒飯を腹一杯食べ

られるだろう。文書がはや半日遅れた。もうこれ以上逗留することは難しい。これであなたとはお別れしよう」と言つた。役人は廟の南の桑林に入り三五歩で消えた。

是夕、張令駐車華陰、決東歸。計酬金天王願、所費數逾二萬。乃語其僕曰、「二萬可以贍吾十舍之資糧矣。安可受祉于上帝而私賂(1)於土偶人乎。」明日遂東至偃師、止于縣館。見黃衫舊吏。齋牒排闥而進、叱張令曰、「何虛妄之若是。今禍至矣。由爾償(2)峰之願不果決、俾吾答一飯之恩無終(3)。悒悒之懷、如痛毒蠭。」言訖、失所在。頃刻張令有疾。留書遺妻子、未訖而終。

【校異】(1)「賂」『原本』「謁」に作る。『沈与文野竹齋鈔本』に拠りて改む。(2)「三」『会校』「二」に作る。『原本』諸書に拠りて改む。(3)「終」『会校』「始終」に作る。『稗海』に拠りて改む。

【注】○十舍 「舍」は軍隊の一日の行程。三十里。「十舍」は三百里。○社 神の下す幸い。○土偶人 塑像。華岳廟の金天王を指す。○偃師 今の河南省偃師県。○閻門扉。○三峰 崇山の中峰・蓮花峰・東峰・仙掌峰、南峰・落雁峰の三つの峰、引いて金天王を指す。○悒悒 心が晴れない様。○毒蟹 毒虫。

【訓読】

是の夕、張令車を華陰に駐め、決して東のかた帰ら

んとす。金天王の願ひに酬ゆるを計るに、費す所の数は二万を逾ゆ。乃ち其の僕に語げて曰はく、「二万は以て吾が十舍の資糧たまに贍するべし。安んぞ祉しを上帝に受けんとして私に土偶人に賂すべけんや」と。明日遂に

東のかた偃師に至り、県館に止まる。黄衫の旧吏を見る。牒を齎し闕を排して進み、張令を叱して曰はく、

「何ぞ虚妄なることの是のごときや。今禍至る。爾三峰の願を償ふこと果決せざるに由りて、吾をして一飯の恩に答ふること終り無からしむ。悒悒の懷ひ、痛きこと毒蟹どくかにのごとし」と。言訖はり、在る所を失ふ。頃刻にして張令疾有り。書を留め妻子に遣らんとするも、未だ訖はらずして終る。

【訳文】

此の夜、張県令は車を華陰県にとめ、東の故郷に帰ろうと決意した。金天王の願いに報いる額を計算するに、費用は二万錢を越える。そこで張県令は下僕に、「二万錢は私の三百里の旅程の食費に充分な額だ。どうして天帝の福を受けようとして、こつそりと塑像に賄賂を贈ることなどできよが」と言つた。明くる朝、張令は東の偃師県に至り、県の駅館に留まつた。黄色の衣を着た従前の役人が現れた。文書を持ち、門扉を押し開いて進み来て、張令をののしり、「どうしてこのよういでたらめなのか。今に禍が至る。あなたが華山の神の願いに償うことを果たさないため、私は一飯の恩に答え終えることができない。憂鬱な思いは、毒

虫のようない」と言つた。言い終わると姿が消えた。しばらくすると、張県令は病気になつた。手紙を書いて妻子に送ろうとしたが、書き終わらないうちに死んでしまつた。

二 華山神の邪恋——人妻掠奪

官吏の腐敗の実態や、それに対する批判・諷刺の文学作品は珍しいものではないが、西岳華山神・金天王たる者が博奕の負債により賄賂を受け取るという、非常に卑俗な墮落と関連づけたところに、「浮梁張令」の特徴的な諷刺性がある。

中唐时期以降、華山神を悪神として記す説話が多く記録される。「浮梁張令」はこれらの上に成り立つてゐる。

『太平廣記』卷第三百神十一「河東縣尉妻」（出『廣異記』）では、華山府君が美しい人妻を奪うが、太一神に譴責され、家に返したことを記す。

景云中、河東南縣尉李某妻王氏、有美色。王氏驚問所以、答曰、「華山府君使來奉迎。」辭不獲放。忽見一人乘黑雲至。云「太一令喚王夫人。」尋又一人乘赤雲、大怒曰、「太一問華山、何以輒取生人婦。不速送還、當有深譴。」神大惶懼、便令送至家。」

景云中、河東南縣尉の李某の妻王氏、美色有り。

：王氏驚きて所以を問ふ。答へて曰はく、「華山府君來たりて奉迎せしむ」と。辭するも放たるるを獲ず。：忽ち一人の黒雲に乗りて至るを見る。云ふ、「太一王夫人を喚ばしむ」と。：尋いで又一人赤雲に乗り、大いに怒りて曰はく、「太一華山に問ふ、何を以てか輒ち生人の婦を取る。速やかに送還せんば、當に深譴有るべし」と。神大いに惶懼し、便ち家に送り至らしむ。）

『太平廣記』卷三百一神十一「仇嘉福」（出『廣異記』）では、鄧州の崔司法の妻が急死するが、それは華山王が氣に入つて歎びを尽くそうと召したのであつた。しかし太乙神のおかげで生き返つたことを記す。

唐仇嘉福者、京兆富平人。：後歲餘、嘉福又應舉之都、至華嶽祠下。遇鄧州崔司法妻暴亡、哭聲哀甚、惻然憫之。：問其故。曰、「此是嶽神所爲、誠可留也。」：須臾遂活。崔問其故。妻云、「初入店時、忽見雲母車在階下。健卒數百人、各持兵器、羅列左右。傳言王使相迎、倉卒隨去。王見喜、方欲結歡、忽有三人來云、『太乙神問、何以奪生人妻。』神惶懼。：然不肯遣。須臾、有大神五六人、持金杵、至王庭。徒衆駭散、獨神立樹下、乞宥其命。王遂引己還。」

唐の仇嘉福なる者は、京兆富平の人なり。：後歲

余、嘉福又舉に応ぜんとして都に之き、華岳祠の下に至る。遇たま鄧州の崔司法の妻暴に亡び、哭声哀しきこと甚だしく、惻然として之を憫れむ。：其の故を問ふ。曰はく、「此は是れ岳神の爲す所なり。誠に留むべし」と。：須臾にして遂に活く。崔其の故を問ふ。妻云ふ、「初めて店に入る時、忽ち雲母車の階下に在るを見る。健卒数百人、各兵器を持ち、左右に羅列す。王相迎へしむと伝言すれば、倉卒として隨ひ去る。王見て喜び、方に歎を結ばんと欲するや、忽ち三人の来たる有りて云ふ、『太乙神問ふ、何を以て生人の妻を奪ふか』と。神惶懼す。：然れども遣るを肯ぜず。須臾にして、大神五六人有り。金杵を持ち、王庭に至る。徒衆駭き散るも、独り神のみ樹下に立ち、其の命を宥すを乞ふ。王遂に己を引き還す」と。

『太平廣記』卷第三百七十八再生四「李主簿妻」（出『逸史』⁸）では、新婚の李主簿の妻が、金天王に参拝したところ、金天王に気に入られ連れ去られるが、術士・葉仙師の符術により解放されたことを記す。

選人李主簿者新婚、東過華岳、將妻入廟、謁金天王。妻拜次、氣絶而倒。唯心上微暖。：縣宰曰、「葉仙師善符術。：公可疾往迎之。」李公單馬奔馳五十里、遇之。李生下馬、拜伏流涕、具言其事。仙師

曰、「是何魅怪敢如此。」遂與李先行。：乃以朱書一道符、噴水叱之。聲如霹靂。須臾口鼻有氣。漸閉眼能言。人問之。曰、「某初拜時、金天王曰、『好夫人。』第二拜云、『留取。』：俄有赤龍飛入。正扼王喉。纔能出聲。曰、『放去。』：李生罄囊以謝、葉師一無所取。是知靈廟女子不得入也。」

選人李主簿なる者新たに婚し、東のかた華岳に過り、妻を将ゐて廟に入り、金天王に謁す。妻拝すること次するや、氣絶して倒る、唯だ心上のみ微に暖かなり。：県宰曰はく、「葉仙師符術を善くす。」：公疾く往きて之を迎ふべし」と。李公單馬にて奔馳すること五十余里にして、之に遇ふ。李生馬より下り、拝伏流涕して、具に其の事を言ふ。仙師曰はく、「是れ何の魅怪にして敢へて此のごとくする」と。遂に李と先行す。：乃ち朱書の一道符を以て、水を噴きて之を叱す。声霹靂のごとし。須臾にして口鼻氣有り。漸く眼開き能く言ふ。人之に問ふ。曰はく、「某初め拝する時、金天王曰はく、『好夫人なり』と。第二拝に云ふ、『留取せよ』と。：俄に赤竜の飛びて入る有り。正に王の喉を扼す。纔に能く声を出だし、曰はく、『放去せよ』と。：李生囊を罄くし以て謝せんとするも、葉師一も取る所無し。され靈廟は女子の入るを得ざるを知るなり。

曰、「是何魅怪敢如此。」遂與李先行。：乃以朱書

三 崇山神の夫人の浮氣

崇山神の堕落がその家族に及ぶこと、特に夫人に関する説話は描写に委曲を尽くす。欲望において神女と人間の夫人と同一視するもので、唐代の特徴と言える。「后土夫人信仰」にもこの神人の同一視がよく表れており、「后土夫人伝」として小説化されている。⁹⁾

『太平廣記』卷三百神十「三衛」（出『廣異記』）では、崇山神の第三夫人が三衛なる者に頼り、夫である崇山神に冷遇されているという実家の伝言をしたことを記す。ただし、この説話は淫奔とまでは言えない。

開元初、有三衛自京還青州。至華嶽廟前、見青衣婢。衣服故惡、来自云、「娘子欲見。」因引前行。遇見一婦人。年十六七、容色慘悴。曰、「己非人。華嶽第三新婦。夫婿極惡。家在北海。」

開元の初め、三衛の京より青州に還る有り。華岳廟の前に至り、青衣の婢を見る。衣服故く惡し。來たりて白して云ふ、「娘子見えんと欲す」と。因りて引きて前み行く。一婦人に遇ひ見る。年十六七、容色慘悴なり。曰はく、「己は人に非ず。華岳の第三の新婦なり。夫婿極めて惡し。家は北海に在り。」

華岳神の三人の夫人が、華岳神の例年の不在時に、浮気を楽しんだというもので、夫人たちの淫奔の白眉である。よつて全文を引く。

趙郡李湜、以開元中謁華嶽廟、過二夫人院。忽見神女悉是生人。邀入寶帳中、備極歡洽。三夫人迭與結歡。言終而出。臨訣謂湜曰、「每年七月七日至十二日、嶽神當上計於天。至時相迎。不宜辭讓。今者相見亦是其時。故得盡歡爾。」自爾七年、每遇其日、奄然氣盡。家人守之、三日方悟。說云、「靈帳璿筵、綺席羅薦、搖扇以輕暑、曳羅衣以縱香。玉佩清冷、香風斐亹。候湜之至、莫不笑開星靨、花媚玉顏。敍離異則涕零、論新歡則情洽。三夫人皆其有也。湜才偉於器、尤爲所重。各盡其歡情。及還家、莫不惆悵嗚咽、延景惜別。」湜既悟、形貌流浹、輒病十來日而後可。有術者見湜云、「君有邪氣。」爲書一符。後雖相見、不得相近。二夫人一姓王、一姓杜、罵云、「酷無行。何以帶符爲。」小夫人姓蕭、恩義特深。涕泣相顧誠湜、「三年勿言。言之非獨損君、亦當損我。」湜問以官。云、「合進士及第、終小縣令。」皆如其言。

趙郡の李湜、開元中を以て華岳廟に謁し、三夫人の院に過る。忽ち神女の悉く是れ生人なるを見る。邀へて宝張の中に入らしめ、備に歎を極むること治あまね如其言。

し。三夫人迭かたなみに与に歎を結ぶ。言終りて出だす。訣に臨みて湜に謂ひて曰はく、「毎年七月七日より十二日に至り、岳神當に計を天に上すべし。時に至れば相迎ふ。宜しく辭讓すべからず。今者相見るも亦是れ其の時なり。故に歎を尽くすを得るのみ」と。爾より七年、其の日に遇ふ毎に、奄然として氣尽く。家人之を守れば、三日にして方に悟る。説きて云ふ、「靈帳璿筵、綺席羅薦、月扇つきせんを搖して以て暑を輕くし、羅衣を曳きて以て香を縱よこつ。玉佩は清冷にして、香風は斐亹たり。湜の至るを候ち、笑ひて星靨を開き、花は玉顔に媚びざるは莫し。離異を叙すれば則ち涕零れ、新歎を論ずれば則ち情洽し。三夫人皆其れ有るなり。湜才として器に偉たり。尤も重んずる所と為る。各おの其の歎情を尽くす。家に還るに及ばんとするや、惆悵嗚咽し、延景惜別せざるは莫し」と。

湜既に悟るも、形貌は流浹、輒ち病みて十来日にして後に可なり。術者有り、湜を見て云ふ、「君に邪氣有り」と。為に一符を書す。後相見ると雖も、相近づくを得ず。二夫人一の姓は王、一の姓は杜、罵りて云ふ、「酷ひどに行無し。何を以て符を帶ぶるを為す」と。小夫人姓は蕭、恩義特に深し。涕泣して相顧みて湜を誠む、「三年言ふ勿かれ。之を言はば独り君を損ふのみに非ず、亦當に我を損ふべし」と。湜問ふに官を以てす。云ふ、「合に進士及第して、

小県の令に終るべし。」皆其の言のことし。

四 華山神の三女の恋慕

華山神の娘に關しても、人間の男子を魅惑したり、一方的に結婚したりする説話が多い。「第三女」の行動である点に特徴がある。

『太平廣記』卷三百二「神十二」「華嶽神女」（出『廣異記』）には、科挙に応じようとする男が公主と同宿する。公主は男を気に入り、寝室を贅沢に設え、床を共にする。後、二男一女を得るが、公主は自分が人間ではないことを告白し、他に妻を娶るように勧める。そうした折、男が護符を身に着け公主の家に入ろうとするが入れない。公主は悲しみながら、自分は華岳の第三女であると身を明かし、消え去つたことを記す。全体的には悪女のイメージは弱いが、出会つての同衾場面は淫靡であり、結婚と別れが一方的に進行する。神人交婚譚の定型の上に官能的な要素を含む。

近代に士人挙に応ぜんとして京に之くもの有り、途みち関西に次す。逆旅の舎の小房中に宿る。俄に貴人の奴僕數人有り。云ふ、「公主來たりて宿る」と。既にして某を見る。群婢大いに罵る。公主呼び出でしむ。之を熟視して曰はく、「此の書生頗る人意を開く。宜しく挫辱すべからず。第だ房に入らしめよ」と。浴畢はり之を召す。言甚だ意に会ふ。侍婢をして洗濯せしむ。舒ぶるに麗服を以てし、乃ち絳帳を施し、錦茵を舗く。他の寝玩の具に及ぶや、世を極めて奢侈たり。礼の好しきを為す。：公主云ふ、「私は華岳の第三女なり」と。言畢はり訣れ去る。門を出で見えず。

『類說』卷二十八「華嶽靈姻」⁽¹⁰⁾では、韋子卿なる者が華陰の廟で、酒を飲み醉つ払い、華山神の三人の娘を祭つた院で、自分が科挙に合格したら、第三女を妻にしようと言う。すると父親の金天王が本当に三女を娶るようになると迫る。韋子卿は結婚を逃れようとし、死んでしまったことを記す。

韋子卿舉孝廉、華陰廟、飲酣、遊諸院。至三女院、見其妹麗、曰、「我擢第回、當娶三娘子爲妻。」

近代有士人應舉之京、途次關西。宿於逆旅舍小房中、俄有貴人奴僕數人、云、「公主來宿。」：既而見某。羣婢大罵。公主令呼出。熟視之曰、「此書生頗開人意。不宜挫辱。第令入房。」浴畢召之。言甚會意。使侍婢洗濯。舒以麗服、乃施絳帳、鋪錦茵。及他寢玩之具、極世奢侈。爲禮之好。：公主云、「我華嶽第三女也。」言畢訣去。出門不見。

韋子卿孝廉に挙げられ、華陰廟にて、飲むこと酣

にして、諸院に遊ぶ。三女の院に至り、其の妹の麗しきを見て、曰はく、「我第に擢でられて回るや、當に三娘子を娶りて妻と為さん」と。

『太平廣記』卷三百八十四再生十「王勲」（出『廣異記』）には、華岳廟の第三女に魅惑され、一度は死んでしまい、後、再生した男のことを記す。

華州進士王勲、與其徒趙望舒等入華岳廟。入第三女座、悅其倩巧而蠱之。即時便死。望舒惶懼、呼神巫、持酒饌。神前鼓舞。久之方生。云、「女初藏己於車中、適繩縊。被望舒彈琵琶告王、令一黃門搜諸婢車中。次諸女、既不得已、被推落地。因爾遂活矣。」

更に邪恋・横恋慕の癖の息子に及ぶこと、親も親なら子も子のイメージがあつた。

『太平廣記』卷三百三「韓光祚」（出『紀聞』）では、華山神の三男・三郎が桃林の令韓光祚の愛妾を掠奪したこと記す。

桃林令韓光祚、攜家赴官。途經華山廟、下車謁之。入廟門而愛妾暴死。令巫請之。巫言、「三郎好汝妾。既請且免。至縣當取。」光祚至縣、乃召金工、爲妾鑄金爲觀世音菩薩像。然不之告。五日、妾暴卒。半日方活。云、「適華山府君、備車騎見迎。出門、有一僧。金色、遮其前。其騎不敢過。神曰、『且留。更三日迎之。』光祚知其故、又以錢一千、圖菩薩像。」

桃林の令韓光祚、家を携へ官に赴く。途みち華山廟を経て、車を下りて之に謁す。廟門に入れば而ち愛妾暴に死す。巫をして之を請はしむ。巫言ふ、「三郎汝が妾を好む。既に請ふれば且に免れんとす。県に至れば當に取るべし」と。光祚県に至り、乃ち金工を召し、妾の為に金を鑄て觀世音菩薩像を為る。然れども之を告げず。五日にして、妾暴に卒す。半日にして方に活く。云ふ、「適に華山府君、車騎を備へて迎へらる。門より出づれば、一僧有り。金色

にして、其の前を遮る。其の騎駿へて過ぎず。神曰はく、「且く留まれ。更に三日にして之を迎へん」と。光祚其の故を知れば、又錢一千を以て、菩薩像を図かしむ。」

おわりに

以上先ず「浮梁張令」を考証した。その内容特徴は浮梁県令張某という官吏の汚職、その延命のために利用される冥吏・仙官・華山神の堕落に対する諷刺である。官吏の汚職に対する諷刺は広く行われるが、神を冒瀆に近いまでに諷刺する筆鋒は鋭い。

この神に対する諷刺性の背景を考え、華岳神に関する説話を調査した。その結果、華岳神を筆頭に、夫人・娘・息子と一族遍く悪評があつたことが分かつた。

この華岳神一族の零落には根拠があると考えられる。一つには華山の位置。都長安に近く、交通の要所にあり、多くの文人が遊んだ。そのことは「唐華嶽題名」に見える。

よつて自然とその祭神は馴染み深く、人間に近いものとして筆端に寄せられたと考えられる。また華山神・その息子の好色、ひいて夫人の淫奔は、華山の女冠が娼妓としての性格を持つていたことに関連する。

韓愈の「華山女」⁽¹²⁾は、華山の女冠の艶美な様、そしてそれに群がる若者たちを皮肉を込めて詠じる。

華山女兒家奉道、欲驅異教歸仙靈。

洗妝拭面著冠帔、白咽紅頰長眉青。

遂來昇座演真訣、觀門不許人開局。

不知誰人暗相報、訇然振動如雷霆。

掃除衆寺人跡絕、驛驅塞路連輜輶。

觀中人滿坐觀外、後至無地無由聽。

抽簪脫釧解環佩、堆金疊玉光青熒。

天門貴人傳詔召、六宮願識師顏形。

玉皇領首許歸去、乘龍駕鶴來青冥。

豪家少年豈知道、來繞百匝脚不停。

雲窓霧閣事恍惚、重重翠幕深金屏。

仙梯難攀俗緣重、浪憑青鳥通丁寧。

華山の女兒家道を奉じ、異教を駆つて仙靈に帰せしめんと欲す。

妝を洗ひ面を拭りて冠帔を著け、白咽紅頰長眉青し。

遂に來りて座に昇り真訣を演べ、觀門許さず人の局を開くを。

知らず誰人か暗かに相報するを、訇然として振動すること雷霆のごとし。

衆寺を掃除して人跡絶え、驛驅路に塞がりて輜輶連ぬ。

觀中の人満ちて觀外に坐し、後れて至るもの地無

く聽くに由無し。

簪を抽き剣を脱し環佩を解く、金を堆み玉を置みて光青熒たり。

天門の貴人詔を伝へて召し、六宮師の顔形を識らんと願ふ。

玉皇首を領きて帰去するを許し、竜に乗り鶴に駕し青冥を來たる。

豪家の少年豈に道を知らん、來りて繞ること百匝して脚停まらず。

雲窓霧閣事恍惚たり、重重たる翠幕深き金屏。

仙梯攀ぢ難く俗縁重し、浪りに青鳥に憑りて丁寧を通ず。

以上、「浮梁張令」を様々な面から考察した。『纂異記』は「浮梁張令」のような諷刺性が強く、且つ文学的に完成度の高い作品を収録する。引き続き他の作品を考証して、『纂異記』全体の特徴や方向性を考えたい。

注

(1) 『中国学研究論集』第七号(広島中国学学会 一〇〇一年)

(2) 『中国中世文学研究四十周年記念論文集』(中国中世文学会 二〇〇一年)

(3) 「唐代小説『韋安道』について」(中国中世文学研究 第23号 中国中世文学会 一九九一年)

(4) 「唐代女俠小説『紅線伝』について」(『山陽女子短期大学紀要』第二十号 一九九四年)

(5) 「『舊小玉伝』について」(『山陽女子短期大学紀要』第六号 一九九〇年)

(6) 本稿考証参考資料を次に挙げる。なお『太平廣記』白話訳は数が多いので、一書のみ記した。

『唐人小説研究 纂異記与传奇校訳』(王夢鷗 芸文印書館 一九七一年)

『唐人伝奇』(李宗為 中華書局 一九八五年)

『唐人小説校訳』上(王夢鷗 正中書局 一九九一年)

『纂異記 甘澤謠』(李宗為 上海古籍出版社 一九九一年)

『白話太平廣記』(北京燕山出版社 一九九三年)

『唐五代志怪伝奇叙録』下冊(李劍國 南開大学出版社 一九九三年)

『全唐五代小説』第二冊(陝西人民出版社 一九九八年)

『新刻太平廣記鬼部4』(西本芳男 西本芳男 一〇〇八年)

『全唐五代筆記』第二冊(三秦出版社 一〇一二年)

(7) 「白猿伝の系譜」(成行正夫『芸文研究』(三三三) 一九七四年)

(8) 「李主簿妻」(出『逸史』)は『類説』卷二十七『逸史』に「金天王留李主簿妻」、「紺珠集」卷十『唐逸史』に「符作赤龍」と題して收め、更に『葉淨能詩』変文に作られ流布している。『敦煌變文集』卷二 人民文学出版社 一九八四年)

—（太平廣記研究会 担当大角哲也 『中国学研究論集』第三十二号 二〇一四年）

(10) 『類說』卷二十八『異聞集』所収。節錄で文義が通じない箇所が多い。

(11) 欧陽修『集古錄跋尾』卷六「唐華嶽題名」「右華嶽題名。自唐開元二十三年、訖後唐清泰二年、實二百一年、題名者五百一人、再題者又三十一人。往往當時知名士也。或兄弟同游、或子侄並侍、或寮屬將佐之鹹在、或山人處士之相攜。或奉使奔命、有行役之勞、或窮高望遠、極登臨之適。其富貴貧賤、歡樂憂悲、非惟人事百端、而亦世變多故。」

(12) 『全唐詩』卷三百四十一韓愈「華山女」